

## 第4章 給・配水管用材料

## 第4章 給・配水管用材料

### 4・1 総則

給・配水管に使用する材料は、設計・施工の基礎をなしているものであり、他の材料と異なり、その材質は、水密性であり、水圧、外圧、その他の荷重に対して、十分な耐力を有し、かつ溶解等によって、水を汚染しないものでなければならない。

特に給水装置については、第3章の3・3でも触れたとおり、水道法第16条及び同法施行令第5条に、その構造及び材質の基準が規定されていて、本市においても、これらを満足させる材料であるために、局内部において材料審議会を設置し、承認使用しているところである。以下に本市における規格等及び承認材料について記述しておく。

### 4・2 規格等

本市の規格等は、次の5種類を採用している。

- 1 日本工業規格（JIS）  
経済産業省が規格制定したもの。
- 2 日本水道協会規格（JWWA）  
日本水道協会が規格制定したもの。
- 3 日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）  
日本ダクタイル鉄管協会が規格制定したもの。
- 4 姫路市規格品  
姫路市水道局が規格制定したもの。
- 5 姫路市指定品  
姫路市水道事業管理者がその使用について指定承認したもの。

### 4・3 指定材料

給水管に使用する材料は口径200mm以下、配水管に使用する材料は口径75mm以上のもので、別に定める適用規格品を使用する。

#### 4・4 表示

承認した材料・器具で利用できる表示は、次のとおりである。

##### (1) 種類又はその記号

記号	種 類
㊦	日本工業規格品マーク
⊕	日本水道協会検査合格品証印マーク
) (	水道用マーク

##### (2) 表示例

- イ 水の記号
- ロ 種類
- ハ 呼び径
- ニ 製造業者名又はその略号
- ホ 製造年

#### 4・5 給水用具

給水直結用具は、構造・材質基準の検査合格品とする。